

令和6年1月19日
大阪市教育委員会

大阪市教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当
育児休業代替臨時的任用職員（事務職員）募集要項

1 業務内容

大阪市教育委員会事務局 教務部教職員給与・厚生担当が所管する業務

- ・教職員の健康管理に関する業務
- ・教職員の公務災害に関する業務
- ・教職員の福利厚生に関する業務
- ・学校園の労働安全衛生に関する業務
- ・教職員の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する業務
- ・担当の庶務に関する業務 など

※電話・窓口での対応、パソコン入力業務等を含む

2 募集人員

若干名

3 勤務条件等

- (1) 任用期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 勤務場所：大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所3階）
大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
- (3) 勤務時間：週5日 午前9時～午後5時30分（休憩45分）
- (4) 休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (5) 休暇：臨時的任用職員としての任用期間は「臨時的任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則」に基づき付与されます。
年次有給休暇20日付与、その他特別休暇があります。
- (6) 給料等：月額178,872円～（地域手当を含む、令和6年1月現在）※
※採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。
通勤手当等の各種手当あり（ただし、通勤手当については上限あり）
- (7) 社会保険：大阪市職員共済組合（短期組合員）、厚生年金
- (8) 服 務：地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

4 応募資格

- (1) パソコンソフト（ワード、エクセルなど）の基本的な操作ができる者
- (2) 地方公務員法第16条（欠格事項）に該当しない者
＜参考＞地方公務員法（抜粋）
第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上 (1)、(2) の応募資格を満たす者がこの試験を受けることができます。
年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。
(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

5 選考方法

- ・口述試験（職務に対する能力、適性、意欲、姿勢等、面接により行います。）
- ・実施日：令和6年3月1日（金曜日）
- ・場 所：大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎内会議室
※詳細な時間および場所は「受験案内」により通知し、変更には応じられません。

6 申込方法

次の書類等を持参または郵便等（必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの））でお申し込みください。

なお、書類等に不備がある場合は選考試験を受験できないことがあります。

※申込書類等については、大阪市役所ホームページから取得可能です。

- (1) 大阪市教育委員会事務局教務部給与・厚生担当 育児休業代替臨時的任用職員採用申込書（所定様式） 1通
 - ・過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
- (2) 申し立て書（所定様式） 1通
- (3) 「受験案内」送付用の定型封筒（長形3号） 1通
 - ・必ず宛先を記載し、84円切手を貼付してください。

7 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア 申込期間 令和6年1月19日（金曜日）から令和6年2月9日（金曜日）までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時～午後5時30分

イ 申込書受付場所

大阪市役所本庁舎3階 教育委員会事務局 教務部教職員給与・厚生担当

※提出書類に不備がある場合は、正式な受付と認めません。

(2) 送付の場合

ア 申込期間

令和6年1月19日（金曜日）から令和6年2月9日（金曜日）まで（当日必着）

※封筒表面左下に「大阪市教育委員会事務局教務部給与・厚生担当 育児休業代替臨時的任用職員採用申込書在中」と朱書きのうえ郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。（送付中の事故については責任を負いません。また、提出書類に不備がある場合は、正式な受付と認めません。返送する場合があります。なお、この場合に生じた申込みの遅延及び費用については一切責任を負いません。料金不足の場合についても受付いたしません。）

イ 申込書送付場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所 3階
大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

8 受験案内の送付

試験時間等の詳細については、令和6年2月16日（金曜日）以降、受験者本人あてに通知します。

なお、令和6年2月26日（月曜日）までに文書が届かない場合は、令和6年2月27日（火曜日）午前9時から午後5時30分の間に、「12 問合せ先」へ連絡してください。

9 採用者の決定と通知

- (1) 口述試験の成績が一定基準以上で、最も上位の者を採用者とします。
- (2) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、任用を行わない場合があります。
- (3) 選考の結果発表については、令和6年3月7日（木曜日）以降、受験者全員に通知します。

10 合格者名簿への登録について

採用者の他に、若干名を成績上位者から順に合格者名簿に登録し、上記「9 採用者の決定と通知」に合わせて通知します。令和6年度中に大阪市教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当産育児休業代替臨時的任用職員（事務職員）の補充採用を行うこととなった場合は、合格者名簿の登録順に採用連絡をするものです。（採用を保証するものではありません。）なお、登録については令和7年3月31日までとします。

11 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 集合時刻より15分以上遅刻した場合、受験をお断りいたします。
- (3) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- (4) 合格後、受験資格がないこと及び採用申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。
- (5) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

12 問合せ先

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所 3階
教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（担当：布村・清水）
電話番号(06)-6208-9138
FAX (06)-6202-7053

※開庁日及び時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く
平日の午前9時から午後5時30分です。（休憩時間 午後0時15分から午後1時を除く）

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと